

令和7年度 静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変) 申請のご案内

- 静岡県では、令和7年1月以降において、家計急変によって保護者等の年間収入見込額が住民税非課税世帯相当(専攻科生徒の生計維持者等においては道府県民税所得割及び市町村民税所得割が105,500円未満又は扶養する子が3人以上あり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が264,500円相当)の所得水準まで減少すると見込まれる世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため給付金を支給します(支給型の給付金であり、返還は不要です)。
- 給付金は、生徒の授業料以外(教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、オンライン学習等の通信費等)の教育費に使用していただき、それ以外の目的には使用しないでください。
- 奨学給付金の申請を希望する方は、
 - (1) 本校が静岡県内の高等学校等に在学している場合は、各私立学校
 - (2) 本校が静岡県外の高等学校等に在学している場合は、直接静岡県庁に申請書等の必要書類を提出してください。
- 静岡県外に居住している場合は、居住している都道府県に申請してください。

【提出期限】 令和8年2月13日(金)まで

※郵送の場合は期限日の消印有効

【提出方法】 持参又は郵送

※静岡県内の高等学校等に在学している場合は

各学校の指示する期限内に各学校宛てに提出してください。

家計急変とは

高校生等の保護者等が負傷、疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない状況になることをいいます。ただし、定年による離職とみなされる者、自己都合退職者は、対象となりません。

支給要件

<平成 26 年4月1日以降に高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した生徒が対象です。>
(又は学び直し支援の対象の方)

基準日(※)現在、次の全ての要件に該当する方が対象となります。

※ 原則:令和7年7月1日。令和7年7月2日以降に家計急変し、本給付金を申請する場合は、申請のあった月の翌月(申請日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日

項目	支給対象要件
1	保護者等(親権者、未成年後見人等)が、静岡県内に住所を有している方
2	家計急変により年間収入見込額が住民税非課税世帯相当の所得水準の方 【専攻科のみ】上記の要件に該当する世帯に加えて 家計急変により年間収入見込額が道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額が 105,500 円未満である世帯又は道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額が 264,500 円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯であること
3	高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する方、学び直し支援金の対象の方、専攻科支援金の対象の方

※ 未申告の場合は、必ず確定申告を行ってから提出してください。

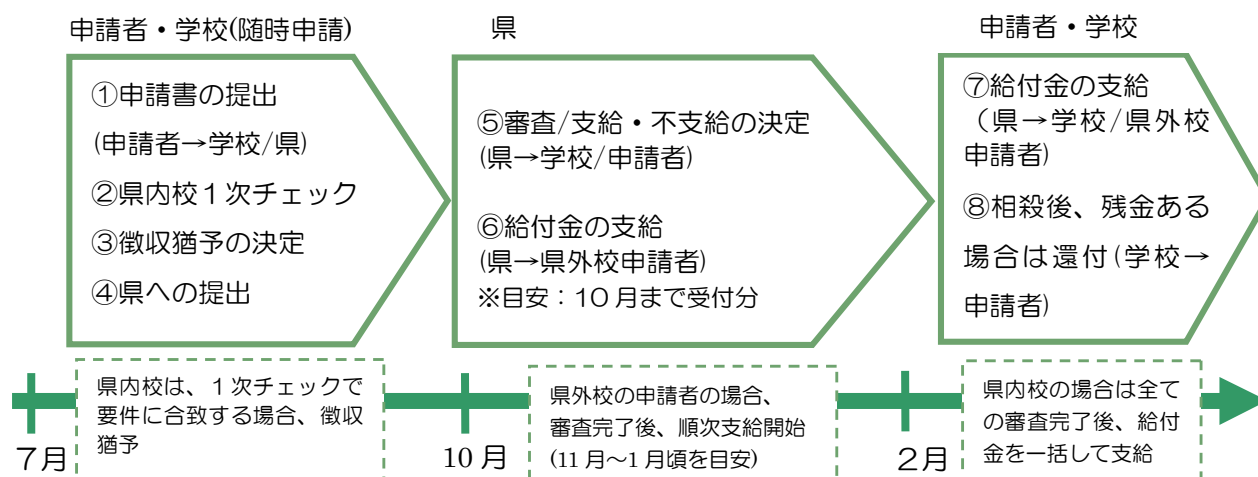
※ 保護者等のうち一方が海外勤務で日本国内に住所がない場合、もう一方の保護者等が住民税非課税であっても保護者等全員が非課税であることを証明できないため、申請は不可となります。

(注)「高校生等」には、次の方は含まれません。(給付の対象外となります。)

対象外

- ・特別支援学校の高等部に在学されている方
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。)が措置されている方
- ・静岡県私学振興課以外から、本給付金と同様の補助を受けている方
- ・令和7年度において、通常分の奨学給付金が支給(予定)される方

申請から支給までの流れ



- 提出いただいた申請書類については、静岡県庁において1件ずつ審査を実施しています。
- このため、全体の申請件数によっては、申請された時期から給付金が支給されるまでに数か月間のお時間をいただきます。
- 静岡県外の高校に在学する申請者の方については、概ね年末までには支給を完了する予定ですが、多少前後する場合があります（審査の結果については、支給決定通知書又は不支給決定通知書を発行します）。
- 静岡県内の学校に在学する申請者の方については、学校単位で年度末に一括して支給（県→学校）※する予定です。

※学校の1次チェックが完了した段階で、学校が授業料以外の教育費の徴収を猶予します。（徴収猶予する教育費等についての詳細は、各学校に御確認ください。）

住民税非課税世帯相当の所得水準

- 以下の計算方法により推計した見込額が、下表の世帯構成人数ごとの年間収入見込額の範囲内であることが要件となります。

※年間収入見込額：直近3か月分の平均収入月額×12か月
（例えば7月に申請する場合であれば4、5、6月）の平均収入月額を用いる。

世帯構成人数(扶養人数)	年間収入見込額
控除対象配偶者でない保護者等(扶養人数0人)	100万円未満
2人世帯(扶養人数1人)	204万円未満
3人世帯(扶養人数2人)	222万円未満
4人世帯(扶養人数3人)	272万円未満
5人世帯(扶養人数4人)	322万円未満

※ 保護者等の一方が、控除対象配偶者でない場合(共働き世帯の場合)は、保護者等のそれぞれが扶養人数に対する年間収入見込額未満でなければなりません。

※ 年収見込額には退職金や、失業手当は含めないものとします。

給付金の支給額（年額）

- ・ 在学する学校や扶養（健康保険上の扶養被扶養の関係）する兄弟姉妹により、以下の給付額となります。
- ・ また、「2 申請時期ごとの適用単価」記載のとおり、申請時期により支給額が異なります。

1 対象高校生等1人当たりの年額単価

世帯の区分	高等学校等の種類及び課程等		
	通信制及び高等課程等専攻科以外	通信制	高等学校等専攻科
非課税	152,000円	52,100円	52,100円
【専攻科のみ】 道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額が 105,500 円未満	—	—	10,420円
【専攻科のみ】 扶養する子が3人以上おり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が 264,500 円未満	—	—	10,420円

2 申請時期ごとの適用単価

申請時期	支 援 額
令和7年7月末日までに申請した場合	1で定める世帯の区分の年額単価
令和7年8月以降に申請した場合	1で定める各区分の年額単価に家計急変の支援対象月数（申請のあった月の翌月以降の月数）に応じて算定した額 ※端数が生じた場合は、百円未満は切捨てとする。 〔例〕 9月10日申請で非課税世帯の単価を適用する場合 $152,000円 \times 6月 \div 12月 = 76,000円$

家計急変事由及び確認書類について

・本給付金の家計急変事由及び確認書類は、下表のとおりです。

家計急変事由	確認書類
負傷、疾病による離職 又は休職等	<u>医師による診断書又は、意見書等(※)及び以下の①又は②</u> ※診断書等：家計急変事由発生後、90日以上就労が困難な旨の記載が必要 ① 雇用保険被保険者離職票(第1及び2)の写し、退職証明書等の離職があったことを証明する書類 ② 休職証明、休職辞令等の休職等していることを証明する書類
自己の責めに帰することのできない解雇等による失業	雇用保険受給資格者証(第1面、第3面、第4面) 離職日の記載があり、かつ、<u>離職理由コードが下記のものに限る。</u> 「11(1A)」、「12(1B)」、「21(2A)」、「22(2B)」、「23(2C)」、「31(3A)」、「32(3B)」、「33(3C)」、「34(3D)」 ※雇用保険受給資格者証が発行できない特段の事情がある場合は、雇用保険被保険者離職票(離職日及び離職理由コードの記載があること。)及び雇用保険受給資格者証を提出できない理由を記載した事情書
負傷、疾病による事業 廃止又は休業等	<u>医師による診断書又は、意見書等(※)及び以下の①又は②</u> ※診断書等：家計急変事由発生後、90日以上就労が困難な旨の記載が必要 ① 個人事業の開業・廃業等届出書等の事業廃止に関する証明書 ② 第三者が休業中であることを証明する証明書
破産等	以下の①又は②のいずれかの書類 ① 受理票、受理証明書等、破産手続を行う中で、裁判所から発行された破産手続開始の申立を行っている状態であることを証明する書類 ② 受理票、受理証明書等、特別清算開始を行う中で、裁判所から発行された特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類
その他 (上記に該当しない事由)	家計急変したことが分かる証明書類(申請前に学校又は県へ御連絡ください。)

提出書類及び注意点

※提出前に提出書類の不足がないか、記入もれがないか等を必ず確認してください。

※提出書類の詳細は、「必要書類チェックリスト」を御確認ください。

- ・ 提出書類に不備等がある場合、不認定となる可能性があります。
- ・ 申請書等を書き間違えた場合、訂正印を押印の上、修正してください。
- ・ 修正にあたって、修正テープ等は使用しないでください。
- ・ フリクションペン等の消せるボールペンを使用しないでください。

その他

- ・ 災害等により着用を義務づけられている制服が喪失、毀損した場合、制服を再購入する経費に対し、本給付金に上乗せして加算金を支給することが可能です。該当する方は、学校に御連絡ください。
- ・ 本給付金の申請後、受給認定前に家計急変事由が解消した場合は、速やかに学校及び静岡県に御連絡ください。
- ・ 在学する学校が静岡県内の国公立の高等学校等の場合は、静岡県教育委員会高校教育課にお問い合わせください。

電話番号 054-221-3110、メール kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

お問い合わせ先

- ・ 静岡県内の高等学校等に在学している場合 ⇒ 各学校事務
- ・ 静岡県外の高等学校等に在学している場合 ⇒ 県庁私学振興課

私学振興課連絡先

※電話お問合せ受付時間：平日の午前9時30分～12時、午後1時～5時まで

住 所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 西館3階

電話番号 054-221-2009 又は 054-221-2065

M a i l shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/1002738/1054891.html>

【年間収入見込額の算出方法例】

申請月を除く申請直近3か月分の給与明細等から月額平均給与額を算出し、年間収入額を見込んでください。(※給与明細書(写)は、A4用紙の台紙に貼付して提出してください。)
また、勤務先から給与支払見込証明書(年間給与の見込額がわかるもの)について発行を依頼してください。

給与明細		氏名		令和7年4月	
所属氏名	所属	社員番号	氏名		
			静岡 太郎 様		

① 327,530 円

給与明細		氏名		令和7年5月	
所属氏名	所属	社員番号	氏名		
			静岡 太郎 様		

② 286,350 円

給与明細		氏名		令和7年6月	
所属氏名	所属	社員番号	氏名		
			静岡 太郎 様		

③ 166,130 円

出勤	休出	特休	有休	欠勤	有給残	出勤時間	遅早時間	時間外	休日出勤
20				0					

※通勤費等の非課税手当は、算入しない。

基本給	時間外	休日出勤	深夜	出張時交通費	勤怠控除	非課税通勤費
165,630	500	0	0			24,000

健康保険	介護保険	厚生年金	雇用保険	社会保険合計	課税対象額	所得税	住民税

総支給金額	控除合計額	差引支給額	現金支給額	銀行振込額
166,130				

申請月を除く申請直近3か月の収入

4月分	① 327,530 円
5月分	② 286,350 円
6月分	③ 166,130 円

4月～6月(3か月)合計収入額
①+②+③=④ 780,010 円

【年間収入見込額】

④×12月÷3月
=⑤ 3,120,040 円

【判定】

⑤ < 基準 322 万円
世帯構成人数5人(扶養人数4人)の場合、支援対象となります。

収入金額

令和7年4月		売上帳		① 534,670 円	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

令和7年5月 売上帳 ② 245,432 円

令和7年6月 売上帳 ③ 223,908 円

営業売上額 3か月分
1,004,010 円

※売上台帳の該当箇所(写)は、A4用紙の台紙に貼付して提出してください。

売上原価・控除対象経費

令和7年4月		仕入帳		① 42,000 円	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

令和7年5月 仕入帳 ② 25,000 円

令和7年6月 仕入帳 ③ 12,000 円

仕入金額 3か月分
79,000 円

※仕入帳の該当箇所(写)は、A4用紙の台紙に貼付して提出してください。

- 人件費
- 地代家賃
- 水道光熱費 等

公認会計士・税理士等の証明書

記入例

令和7年収入証明書
(R7.4月～6月)

事業者名: ○○商店
申請者名: 静岡 一郎

収入金額	事業	営業等	①	1,004,010
		農業	②	0
		不動産	③	0
		利子	④	0
		配当	⑤	0
		その他の収入	⑥	0
	合計(①～⑥)	⑦	1,004,010	
売上原価	始期 商品(製品)棚卸高	⑧	6,000	
	仕入金額	⑨	79,000	
	小計(⑧+⑨)	⑩	85,000	
	終期 商品(製品)棚卸高	⑪	6,000	
	差引原価(⑩-⑪)	⑫	79,000	
控除対象経費	人件費	⑬	65,000	
	地代家賃	⑭	50,000	
	水道光熱費	⑮	30,000	
	控除対象経費(⑬+⑭+⑮)	⑯	145,000	
	収入計(⑦-⑯)		780,010	

上記の収入状況に相違ないことを証明します。

令和7年7月20日

税理士 藤 次郎 印
(電話番号) 054-123-4567

- 申請月を除く申請直近3か月分の売上台帳及び仕入帳等から、公認会計士、税理士等による収入証明書を作成してもらってください。
- ただし、公認会計士、税理士等による収入証明書の提出ができない場合は、売上台帳、仕入帳又は総勘定元帳の売上高及び仕入原価等の該当箇所が分かるものの写し(該当箇所をマーカーで明示)でも可能とします。

必要書類チェックリスト

様 式	提出区分	提出書類名
様式第1号/1号-2 (その1又はその2)	必須	◆静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書 ⇒記入例を確認し記入漏れがないか、確認してください。
様式第2号	必須	◆家計が急変した旨の申立書 ⇒家計急変事由は、「家計急変事由及び確認書類について」記載の事由か確認してください。 ⇒記入漏れがないか、確認してください。
様式第3号	必須	◆扶養誓約書 ⇒記入例を確認し記入漏れがないか、確認してください。
様式第4号	県外校のみ	◆在学等証明書 ⇒学校に発行を依頼してください。
様式第5号(県外校)	県外校のみ	◆口座振込依頼書(兼委任状) ⇒記入例を確認し記入漏れがないか、確認してください。 ⇒口座番号等記入間違いがないか注意してください。
—	県外校のみ	◆通帳の写し 等 ⇒口座番号等必要な情報の記載があるページが添付されているか確認してください。 ※金融機関によっては通帳の表紙に加え、見開き1ページ目の提出が必要な場合があります。 ※ゆうちょ銀行の場合、特に口座番号の記入間違いに注意してください。
様式第6号(県内校)	県内校のみ	◆委任状 ⇒口座情報等は、学校に確認してください。
—	必須	◆家計急変事由の確認資料 ⇒申請のご案内「家計急変事由及び提出書類について」を参考にしてください。
—	必須	◆家計急変前の収入確認書類(課税証明書等) ⇒令和7年度の課税証明書等を提出してください。 ※所得割額の確認ができる書類であること。
—	必須	◆家計急変後の収入確認書類(給与明細等) ⇒申請月を除く直近3か月分の給与明細等を提出してください。また、給与所得者の場合は、勤務先に給与支払見込証明書の発行を依頼してください。
—	必須	◆親権者であることの確認書類(戸籍謄本等) ⇒生徒と保護者等との関係が記載されている戸籍謄本を提出してください。 ⇒ひとり親世帯の場合は、7月1日時点で有効な「児童扶養手当受給者証」の写し又は「母子家庭等医療費受給者証」の写し。なお、課税証明書等に「寡婦(夫)控除」を受けていることが確認できる場合、又は戸籍謄本により確認できる場合は省略できます。